

大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託

提案書作成要領

令和7年12月

大阪市デジタル統括室 DX 推進担当

1 提案書の作成

本調達に係る提案書として、「大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託」の内容を踏まえ、次に示す資料を2以降に示す各留意事項に従って、紙媒体及び電子媒体で作成し提出すること。

1. 1 提出資料及び内容

提案書として下記の資料を提出すること。

- (1) 提案書本編（表紙や目次を含む。以下同じ。）
- (2) 本市指定様式
 - ・様式7「費用積算シート」（※正本のみ）
 - ・様式9「工数積算シート」
- (3) 提案内容の補足資料（※提案内容の評価には反映しない点に留意すること。補足資料が無い場合は、作成・提出しなくてもよい。）

1. 2 提案書として提出する資料の種類及び部数

- (1) 紙媒体

正本 1部
副本 8部

種別	部数	内容	媒体表面の記載
正本	1部	1. 1 (1) ~ (3)	<ul style="list-style-type: none">・入札参加者の商号又は名称・標題「大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託」・押印（代表者印又は受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印））
副本	8部	1. 1 (1) ~ (3) ※副本には様式7「費用積算シート」を含めないこと。	<ul style="list-style-type: none">・標題「大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託」※入札参加者の商号又は名称を記載しないこと※押印しないこと

※正本及び副本については、「2 留意事項」を参照すること。

- (2) 電子媒体

次のデータを記録した電子媒体（追記不可としたCD-R又はDVD-R）を作成し、提出すること。

種別	部数	内容	媒体表面の記載
媒体A	2部	紙媒体の提案書として作成した正本及び副本の電子データ。なお、正本データにおいては袋綴じ・押印前のデータでよい。	<ul style="list-style-type: none">・入札参加者の商号又は名称・標題（大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託）
媒体B	2部	紙媒体の提案書として作成した副本の電子データ。 ※副本には様式7「費用積算シート」を含めないこと。	<ul style="list-style-type: none">・標題（大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託）※入札参加者の商号又は名称を記載しないこと

※データのファイル形式は、「PDF形式」とすること。

2 留意事項

提案書の作成にあたっては、次の事項に従い作成すること。

2. 1 提案書に係る留意事項

提案書本編は資料5別紙「大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託提案書評価表」

(資料4)

の評価項目の大項目「1 本業務の背景と目的への理解」から「6 追加提案」までの順序構成により作成すること。

- (1) 総ページ数は、提案書本編を30ページ以内とすること。(表紙はページ数に含む。印刷した際に15枚以内となるようにすること。)
- (2) 提案書本編には、各項目に該当する評価項目を記載すること。
- (3) 提案書本編が30ページを超えた場合、また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案書の評価を行わない。
- (4) 提案書本編はA4横長横書き両面作成にすること。なお、図表等の記述のために、一部A3横長用紙の片面折込みも可能とするが、ページ数はA3横長用紙1枚あたり2ページ分として換算する。
- (5) 提案書本編の1ページ目は表紙とし、次の内容を記述すること。
 - ・ 標題として「大阪市統合プラットフォームアジャイル開発業務委託」を記述すること。
 - ・ 日付は、提案書提出日を記述すること。
- (6) 提案書本編の本文に使用する文字サイズは原則10.5ポイント以上とし、日本語で表記すること。
- (7) 色指定は無いが、グレースケール複写を行った場合においても、内容が理解できるよう作成すること。
- (8) 提案書は、提案書本編と本市指定様式をまとめて正本1部のみ袋綴じし、入札参加者の商号又は名称を表紙に記載したうえ、代表者印又は受任者印(使用印鑑届出書で届け出た印)を押印すること。
- (9) 提案書の副本は袋綴じ及び押印せず、本文中を含めて「当社」・「当団体」等と表現するか、または塗りつぶしにより、入札参加者の商号又は名称が特定できないようにすること。
- (10) 提案書本編の記載にあたっては、提案事業者の提案内容がわかるよう、考え方や根拠、理由等を具体的に記述すること。
- (11) 提案内容の補足資料がある場合は2.1-(1)の構成に含めず作成・提出するものとするが、提案内容の評価には反映されない点留意すること。補足資料が無い場合は、作成・提出しなくてもよい。
- (12) 他のページへの参照が必要な箇所には、該当箇所を明確に記載すること。
- (13) 本市の提示した委託仕様書の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、採点しないこともあるので注意すること。